

居宅介護支援の特定事業所集中減算 各プラン 10 件以下は適用外

厚生労働省は3月2、3日に「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」を開催し、2015年介護報酬改定および運営基準等の省令改正に係る通知案を発表しました。

居宅介護支援

特定事業所集中減算(▲200単位)は適用割合を90%超から80%超へ厳格化。対象サービスも訪問介護、通所介護、福祉用具貸与から居宅・地域密着型全サービスへと拡大します。

一方で、減算が適用されない「正当な理由」として、各サービスの計画数が1月平均10件以下と利用が少ない場合を新たに追加します。また、実施地域に各サービスが少ない(5事業所未満)場合は既に減算適用外ですが、拡大した対象サービスにも当てはまります。

なお、サービスの質が高いため利用者が特定の事業所を希望する場合は、その旨の理由書を利用者から受け取った上で地域ケア会議等へケアプランを提出し、意見・助言を受けるなどにより減算適用外とします。

ケアプランと個別サービス計画書との連動性を高める観点から、ケアマネジャーはケアプランに位置づけたサービス担当者へ、個別サービス計画の提出を求めることを義務づけます。

ケアプランと個別サービス計画の連動性・整合性の確認はケアプランの交付時に限らず必要に応じて行うとし、サービス担当者会議前にケアプラン原案を担当者へ提供し、当会議に個別サービス計画の提出を求め、情報共有・調整をはかるのも有効としています。

訪問系サービス～同一建物への減算対象を拡大

事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住))への訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護の提供に対する10%減算については、「同一建物」の定義を「事業所と構造上・外形上一体的な住宅」から「同一敷地内または隣接敷地内」まで拡大します。具体的には▽住宅と事業所が渡り廊下でつながっている▽同一敷地内の別棟▽幅員の狭い道路を挟んで隣接——が該当します。

また、利用者は「30人以上」を撤廃し、人数に関わらず減算が適用されます。

さらに、事業所と同一建物以外の集合住宅でも、利用者数が月平均20人以上の場合新たに10%減算を適用します。ただし、同一敷地内の別棟や道路を挟んで隣接する建物の利用者合計が20人以上の場合や、同一建物にサ高住が複数登録され住戸が点在し、総戸数におけるサ高住の登録戸数が50%未満の場合は適用外となります。

通所系サービス～送迎時の居宅内介助を所要時間にカウント

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護の送迎時に実施する着替え、ベッド・車いすへの移乗、戸締り等の介助に要した時間については、1日30分を限度にサービス提供時間に含めます。ケアプランとサービス計画に予め位置づけた上で、介護福祉士等の介護職員、看護職員、機能訓練指導員等が居宅内介助を実施することが要件です。

訪問介護

訪問介護の常勤サービス提供責任者(サ責)が3人以上の場合、サ責の配置基準を利用者40人に1人から50人に1人へ緩和します。ただし、うち1人以上はサ責の業務に主として従事しなければならず、具体的には訪問介護員として提供したサービス時間を1月あたり30時間以内とします。

加えて、サ責業務の効率化・省力化も利用者50人に1人の要件に位置付けます。取り組み例として▽訪問介護員のシフト管理に業務支援ソフトを活用▽タブレット端末等のIT機器・技術を用いて利用者情報を共有▽利用者に対し複数のサ責が共同体制を構築し、課題へのチーム対応や、一方のサ責が不在時に別のサ責による補完が可能——などが示されています。